

社会保障審議会障害者部会	
第 159 回 (R8. 9. 17)	参考資料 1

経済財政運営と改革の基本方針 2026

「責任ある積極財政」元年

～日本の挑戦を起動する！～

(抄)

(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)

第 1 章 マクロ経済運営の基本的考え方。

2. 将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築

(略)

強い経済、持続可能な財政と、質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化する。現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、給付と負担の見直しの検討、安心して必要なサービスを受けることのできる医療・介護提供体制の構築、DXやAI・ロボティクスの活用を通じたサービスの質の向上、攻めの予防医療等に取り組む。

「日本列島を、強く豊かに」していくため、地域における人口減少、インフラ老朽化、担い手不足といった課題を克服し、強い地域経済、持続可能な地域社会を構築する。このため、地域のレジリエンスと「稼ぐ力」を高める危機管理投資・成長投資への予算の重点配分、インフラ整備と産業クラスターの有機的連携を図る。また、デジタル技術の徹底活用、地方公共団体間の連携の加速、人材育成等を通じて、地域を支えるインフラ、行政サービス、医療・介護等のエッセンシャルサービスの維持・効率化、質の向上に取り組む。

(略)

第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

(略)

1. 「強い経済」の実現

(略)

（３）強い地域経済の構築

（「地域未来戦略」の推進等）

47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を目指す。これが、高市内閣が目指す日本の姿である。そのために何より重要なことは、強い地域経済を構築することである。そのため、これまでの地方創生の取組に加え、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として「地域未来戦略」を強力に推進する。同戦略に基づく投資については、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、国が一步前に出て、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずる。地方が持つ伸び代を活かし、新たな産業基盤を作るため、各地に産業クラスターを戦略的に形成する。あわせて、豊かな生活環境や、若者や女性に選ばれる地方を実現することにより強い地域経済を下支えしていく。

（略）

（賃上げ環境整備）

（略）

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」⁴⁴に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」⁴⁵を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴⁶により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

（略）

（文化芸術・スポーツの振興）

文化・スポーツが持つ力を、経済活性化の強力な原動力とする。文化資源を活用した地域活性化や次世代継承に向け、文化財の保存・修理・高付加価値化⁶¹、伝統行事・芸能、食

⁴⁴ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

⁴⁵ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

⁴⁶ 令和8年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁶¹ 「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月24日文部科学大臣決定、令和4年12月16日改正）の着実な継続、国立文

文化等の生活文化の振興とともに、首都圏の劇場不足対応を含む舞台芸術の振興、新国立劇場を始めとするバレエ等のグローバル展開、博物館・劇場等の機能強化のほか、方言の保存・継承や書店の活性化等も含め、文化芸術政策⁶²を推進する。現在のコンテンツの源流である、明治・大正・昭和時代を含むマンガ、映画を含む実写、レコードを含む音楽等を消滅・散逸させず、後世に残すべく、デジタルアーカイブ化⁶³を進めていく。こどもや障害者の鑑賞・体験機会を充実する。

(略)

(4) 人材力の強化・人材総活躍

全世代の国民一人ひとりが活き活きと活躍することで、日本人の底力を解き放つ。誰もが、年齢や性別、障害や疾病の有無、生まれた年代や住んでいる地域、家族の状況などによって不公平がなく、活躍できる社会を目指していく。

(人材の育成・能力発揮)

17の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、国・地域における取組を推進する。教育政策、産業政策と雇用政策を始めとする関係政策を連携させ、人材育成を一気通貫で推進する。人づくりの礎である教育の質を向上させる。産学官が連携し、必要なスキルや処遇の明確化、プログラム開発、費用負担の軽減や情報提供の充実、大学の体制強化、社会人による奨学金の活用の更なる向上に向けた検討を通じて、リ・スキリング機会を拡充する。アドバンスト・エッセンシャルワーカー⁶⁴の育成に取り組む。これらにより、処遇や生産性の向上を図る。

(略)

(人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現)

(略)

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組むNPO等を支援する⁶⁵。また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支

化財修理センターの整備及び人員体制の構築、高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備の推進、日本遺産の活性化を含む。

⁶² 「日本博」の推進、国際共同製作を含む日本映画やアートの振興を含む。

⁶³ 例えば、出版物、SPレコード等については国立国会図書館が、映画については国立映画アーカイブがデジタルアーカイブ化を行っている。

⁶⁴ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

⁶⁵ 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和8年7月10日一部改定）に基づき、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、いわゆる孤独・孤立状態を予防する観点からの取組を実施。

援制度や自殺対策⁶⁹など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策⁷⁰に取り組む。旧優生保護法補償金等⁷¹の支給を着実に進める。

(略)

3. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(令和の国土強靱化対策、防災対策の推進)

激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化対策を断行する。

「国土強靱化基本計画」⁹⁰が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」⁹¹及び「国土強靱化年次計画2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

(略)

被災者支援体制を強化し、避難生活環境を抜本的に改善する。官民連携による担い手確保や物資・資機材の整備・運用体制確保を進める。被災者の心のケア、避難所等の耐災害性の強化や有事の際の機能発揮にも取り組む。

(略)

(2) 東日本大震災・能登半島地震への対応

(東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生)

福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。「復興の基本方針」⁹⁵に基づき、まずは今後5年間⁹⁶で何としても解決していくとの強い決意で、様々な課題に取り組む。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生を推進する。原発事故の収束に向けて、AI・ロボット技術の開発・実証も行い、廃炉を安全かつ着実に進める。同時に、輸入規制撤廃や水産業支援、風評・偽情報対策等に取り組む。除去土壌

⁶⁹ 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(令和4年10月14日閣議決定)に基づく取組。

⁷⁰ 「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」(令和6年12月27日障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部決定)、「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月14日閣議決定)、手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律第78号)等に基づく施策。

⁷¹ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号)に基づく補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金。

⁹⁰ 令和5年7月28日閣議決定。

⁹¹ 「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)。高規格道路のミッシングリンクの解消、無電柱化、大雪対策等を含む。

⁹² 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。

⁹⁵ 「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和7年6月20日閣議決定)。

⁹⁶ 令和8年度から令和12年度までの「第3期復興・創生期間」。

等について、理解醸成を通じた復興再生土の利用を促進するとともに、県外最終処分に向けた2030年以降の道筋を具体化する。住民の帰還・移住に向けて、特定帰還居住区域の除染・インフラ整備、帰還困難区域内の森林整備の再開や活動の自由化の検討を進め、営農再開等による生活や生業の再建に取り組む。福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構（F-R E I）の取組を、「地域未来戦略」等と連携して進め、産業発展を促進する。地震・津波被災地域の心のケア等の課題に政府全体の施策も活用して対応する。

（能登半島地震からの復旧・復興）

令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの創造的復興を遂げなければならない。インフラの復旧・整備、災害公営住宅の整備、復興まちづくり、被災者の生活や生業の再建、地場産業・伝統産業の復活・振興、地籍調査・法務局地図作成の加速を推進する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

（経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換）

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和8年度当初予算¹¹⁴から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。

歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとする。

このため、租税特別措置や補助金等の点検・見直し¹¹⁵を進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化する。危機管理投資・成長投資を強化するとともに、予算編成プロセスにおいて、成長への寄与、民間投資の誘発効果等を精査し、我が国の予算を成長力強化に資するものに変革していく。

社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得など

¹¹⁴ 令和8年度から令和12年度までの「第3期復興・創生期間」。

¹¹⁵ 見直しに当たっては、各府省庁は自己点検を反映して概算要求を行うとともに、見直し内容を予算編成プロセスにおいて精査した上で、具体化する。

を踏まえ、給付と負担の改革を継続していく。非社会保障関係費については、物価・賃金上昇を適切に反映しつつ、上記の方針を踏まえ、PDCA・EBPMに基づき、既存事業の見直しと政策効果の高い分野への重点化を徹底する。

（『「強く豊かな日本」投資枠』の創設）

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする。

前年度の予算措置額に関わらず真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けず、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。

これにより、官民投資ロードマップの着実な実行に必要な規模と期間を確保し、民間投資を引き出し、供給力と税収基盤の強化につなげる。あわせて、戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、状況変化に応じて効果的に予算を活用する。

『「強く豊かな日本」投資枠』の規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する¹¹⁶。このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」の発行により、特別会計において別枠管理する¹¹⁷。

2. 全世代型社会保障の構築

（2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

「強い経済」では、経済成長によって、物価と賃金が上昇していく。我が国の社会保障制度も、成長型経済に合わせて、持続可能な設計に変えなければならない。

（略）

連立政権合意書（令和7年10月20日）に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子¹¹⁸に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

具体的には、経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を

¹¹⁶ 財源は、前述の（財政運営目標の設定）における債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模の精査に沿って対応。

¹¹⁷ GXやAI・半導体に続き、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理する。追加的な税外収入を中心として複数年度の財源を確保した場合には、償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」を発行可能とすることにより、必要な資金を前倒して調達可能とする。こうした「つなぎ国債」については債務残高対GDP比やPB等の指標において、経費及び財源の金額を除いて別枠で管理する。

¹¹⁸ 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和8年7月7日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）。

着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む。また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について2026年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する¹¹⁹。

（医療・介護等）

医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、DX／AX、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する¹²⁰。

その際、経済・物価の動向が2026年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成過程で診療報酬上の加減算を含む更なる必要な調整を行う。次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

2040年に向けて、病床数の適正化を着実に実施した上で、2027年度以降の地域医療構想を踏まえた医療機関の連携・再編・集約化¹²¹を促進するとともに、地域包括ケアシステムの深化を図り、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療・介護サービス提供体制を構築する。妊娠・出産の経済的負担軽減と安心・安全な小児・周産期医療提供体制の両立、救急医療体制の確保、ドクターヘリの安全で持続可能な運航の確保、看取りなど人生の最終段階における患者中心の適切な医療・ケア、精神医療に関する地域医療構想を踏まえた取組、訪問看護の適切な実施、中山間・人口減少地域での柔軟な介護・障害福祉サービスの提供を推進する。かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策、地域の実情を考慮した2028年度以降の医学部定員の削減に取り組む。歯科専門職の偏在対策等¹²²の歯科医療提供

¹¹⁹ 特に、高齢化や高度化等への対応に必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対GDP比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。

¹²⁰ 具体的には、社会保障関係費については、給付と負担の改革努力を継続しつつ、高齢化による増加分に相当する伸びを経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。

¹²¹ 有床診療所も含めて医療機関の役割分担の明確化を図ることを含む。

¹²² 医歯薬連携等の推進、障害者等への歯科保健医療の充実、歯科技工所の質の向上・連携強化、歯科衛生士・歯科技工士の就労・離職対策を含む。

体制の構築を図る。医療人材の実効的な養成・確保の方策について検討する¹²³とともに、看護職員の質の向上¹²⁴や潜在人材の活用を含む偏在対策等を推進する。介護・福祉分野の人材の養成・確保・定着に取り組み¹²⁵、業務効率化や、安全対策を始め勤務環境改善、経営の協働化・大規模化を支援する。医療分野においては、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備への必要な支援の在り方を検討する。介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。

(略)

医療情報化推進方針を策定し、医療機関の情報システムの刷新、特定機能病院等の緊急的な対応を含めたサイバーセキュリティ対策を進め、電子カルテ・電子処方箋の普及と情報連携、医薬品等のデータベースの構築、公費負担医療や予防接種・母子保健のデジタル化等、医療・介護に関する情報の連携と二次利用を含む利活用の基盤を構築し、切れ目なく最適なサービスを効率的に提供する。

(略)

(攻めの予防医療と疾病対策)

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し¹³⁵、予防接種、HIVや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理¹³⁶、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション¹³⁷、PHRの利活用と情報連携を推進する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」¹³⁸の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等¹³⁹、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等¹⁴⁰を図る¹⁴¹。

¹²³ その際、医療人材の専門性の維持・向上につながる育成の在り方についても検討する。

¹²⁴ 特定行為研修の推進を含む。

¹²⁵ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方の検討を含む。

¹³⁵ 小児期からの切れ目のない予防医療の観点を含む。

¹³⁶ オーラルフレイル対策等を含む。

¹³⁷ 効果的な訪問リハビリテーションの充実を含む。

¹³⁸ 令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

¹³⁹ 運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、睡眠等のデータを活用したサービス創出のためのエビデンス構築支援など睡眠関連の市場拡大や企業支援も併せて一層取り組む。

¹⁴⁰ いわゆる「統合医療」の研究及び普及啓発を含む。

¹⁴¹ 「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進する。

がん、脳卒中・心臓病その他の循環器病、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、慢性疼痛、難病、アレルギー、依存症、難聴、睡眠障害等の疾病対策¹⁴²や移植医療対策を推進する。

第4章 当面の経済財政運営と令和9年度予算編成に向けた考え方

2. 新たな予算編成の在り方と令和9年度の基本方針

政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和9年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。

概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。

その上で、事業別フルコスト情報も活用しつつ、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」の自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化する。

なお、社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保等の観点から、医療、介護、保育、福祉等の公定価格等における適切な対応を図りつつ、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続する。

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。前年度の予算措置額に関わらず、真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けることなく、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。その際、成長力の強化に資する有効な政策アイデアと必要な予算を、前例にとらわれず、諸外国と伍して国際競争に打ち勝つことも念頭に置きつつ、概算要求に盛り込む。

補正予算に依存した財政運営からの脱却は、予算の透明性と規律を高めるものとして位置付ける。補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。その際、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないように必要十分な地方財政措置を講ずる。

令和9年度予算編成においては、上記を踏まえ各府省庁において適切に概算要求を行う。

¹⁴² 先進医療で実施しているがん遺伝子パネル検査の標準治療開始前からの受診機会の拡大を含む。

予算編成過程において、本基本方針に沿った歳出・歳入両面の取組の具体化、『「強く豊かな日本」投資枠』の具体化、補正予算と当初予算の区分の考え方の明確化とともに、長期投資に必要な予見可能性と柔軟で効率的な資金管理の観点から、投資の性質に応じて適切な手段を活用しつつ、「予算措置は原則３年以内」とする現行ルールの不適用も含めた基金ルール抜本的な見直しを行う。危機管理投資・成長投資を始めとする『「強く豊かな日本」投資枠』については、「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。その規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する。その上で、歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。

経済財政諮問会議において、本節（予算編成の基本方針）を踏まえた取組について検証・評価を行うとともに、年後半において、令和９年度予算への反映状況や経済見通しを始めとする経済社会情勢の変化などを踏まえ、予算編成の基本方針について必要な改定を行う。

さらに、こうした新たな予算編成の在り方により令和９年度予算を編成した上で、その成果を踏まえ、更なる改善に向けた検討を行っていく。